千葉県被災小規模事業者再建支援事業補助金
（令和８年８月千葉豪雨）
申請時によくあるご質問
「交付要綱」、「申請要領」を必ずご確認ください。

Q1 補助金申請の手続きや支払いまでの流れを教えてください。

A1 申請要領等を確認の上、①市町村窓口において被災証明書等を発行、②経営計画書を作成、③商工会・商工会議所にて確認書の発行、④補助金事務局へ申請、⑤交付決定を受け事業実施、⑥事業完了後補助金事務局へ実績報告書と証憑を提出、⑦認められた経費に対し支払い、という流れになります。

Q2 事業実施期間はいつまでとなりますか。

A2 交付決定（今回は特例として、令和８年８月 13 日の令和８年８月千葉豪雨により被災した日以降）から実施期限（令和９年２月 28 日）までとなります。（事業完了には、補助対象経費の支払完了までを含みます。）

Q3 申請対象となる事業者の所在地に制限はありますか。

A3 千葉県に所在し、令和８年８月千葉豪雨により被害を受けた小規模事業者が対象となります。

Q4 すでに実施した取組も補助対象となりますか。

A4 すでに実施した取組が、交付決定を受けた経営計画書に基づく取組に含まれるものであり、発災日（令和８年８月 13 日）以降に発注・契約している証拠書類（エビデンス）が確認でき、適正と認められる場合には補助の対象となり得ます。

Q5 機械設備について、損壊等の被害を受けた場合の取替え、買換えのみが補助対象経費となるのでしょうか。

A5 ご認識のとおり、事業再建に不可欠な復旧に要する経費のみが対象になります。
また、在庫や棚卸資産の損害は補助対象外です（販売や有償で貸与することを目的とした製品・商品、機械装置、賃貸物件の修繕等は対象となりません）。

Q6 車両の購入や修繕に要する費用を補助対象経費として計上することは可能ですか。

A6 本事業では、車両の購入や修繕に要する経費を補助対象経費として計上することは認められません。
ただし、自動車等車両のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）についてのみ、計上可能とします

Q7 対象経費を発災日まで遡る場合、見積書の取得をしていない場合は、どうすればよいですか。

A7 原則、見積書が必要ですので、見積書を取得されていない場合は、補助金事務局へご相談ください。（※税込み 50 万円以下の場合については、カタログや WEB サイトの情報または口頭照会による見積合わせの記録でも可能となる場合があります。）

Q8 対象経費を発災日まで遡る場合に、対象経費の支払において１取引 10 万円超（税抜）の現金による支払がある場合は、どうすればよいですか。

A8 原則、銀行振込となっていますので、補助金事務局へご相談ください。

Q9 確定申告書、決算書等が令和８年８月千葉豪雨の被害により紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

A9 まずは最寄りの税務署へご相談いただき、類似資料の入手をお願いします。入手が難しい場合は、補助金事務局へご相談ください。

Q10 テナント入居者が申請する場合、罹災証明書等は建物を管理しているオーナーのものでよいですか。

A10 建物所有者（オーナー）の罹災（被災）証明書等の写しおよびオーナーとの賃貸借契約書の写しをご提出ください。また、テナント入居者が自身の名義にて罹災（被災）証明書等の発行を受けた場合は、オーナーの罹災（被災）証明書等の写しおよびオーナーとの賃貸借契約書の写しに代えて、当該書類を提出してください。

Q11 本社と事業所の所在地が異なるのですが、どこの自治体が発行する証明書が必要になりますか。

A11 補助事業を実施する所在地の自治体から証明書の発行を受けてください。
例えば、本社が東京都、事業所が千葉県にある場合は、補助事業を実施する千葉県の自治体から発行される証明書が必要になります。
本社・事業実施事業所ともに千葉県にある場合は、主体的に補助事業を実施する事業所所在地の自治体から証明書の発行を受けてください。

Q12 市町村から罹災証明書ではなく、届出証明書しか発行してもらえません。補助金申請における公的証明書類になりますか。

A12 届出者が補助事業者と一致していること、令和８年８月千葉豪雨により被災していること、市町村の印が押されていることが確認できれば公的証明書類になります。市町村の様式に上記が記載されていない場合は、届出証明書と合わせて市町村に届け出た際の書類の写しを提出してください。
なお、届出の際は、可能な限り被災箇所を詳しく記載してください。(Q21 参照)

Q13 建設業を営んでいます。事務所が被災したため自社で復旧工事（修繕）を行いたいのですが、その費用は補助対象となりますか。

A13 自社で復旧工事を行った場合も補助対象となりますが、申請者自身の利益を除く必要があります。したがって、自社復旧の場合の対象経費は、復旧のために購入した材料費等（工具類、消耗品等除く）の実費のみとなり、人件費等は含みません。

Q14 罹災（被災）証明書等に記載のない被災を受けた物品・建物被災箇所について、修繕の申請をすることはできますか。

A14 原則、罹災(被災)証明書等に記載のないものについては、補助対象経費とすることはできません。
ただし、被災状況がわかる写真の提出等により、補助対象経費として認められる場合があります。

Q15 被災した店舗から移転して営業を再開する場合、申請できますか。

A15 その場合には、被災した住所（罹災（被災）証明書等に記載の住所）と、計画書記載の事業実施場所の住所が異なっている理由が確認できるよう、元々の事業実施場所の住所から新事業実施場所の住所に変更されたことが明確にわかるように計画書内に詳細をご記載ください。また、被災した住所で事業活動を行っていたことが確認できる資料を併せてご提出ください。

Q16 住宅宿泊事業を営んでいる者が物件の修繕・改装を行う場合の按分方法を教えてください。

A16 住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。なお、共用部分は等分します。

（例）修繕費用 2,000,000 円、住宅部 100 ㎡、事業用に供する部分 80 ㎡、共用部分 20 ㎡の場合
2,000,000 円×（80＋20×1/2）㎡/（100+80+20）㎡ = 2,000,000 円 × 90 ㎡/200 ㎡
= 900,000 円
補助対象経費は、900,000 円となります。

また、申請時には、住宅宿泊事業法第３条第１項の届出書（電子で届出をした方は、民泊制度運営システムの「事業者届出情報」を印刷したもの）及び、面積按分の算出根拠として、住宅のうち事業の用に供する部分の面積がわかる図面等をご提出いただきます。図面等がお手元にない場合は、事業所の固定資産税を支払っている市町村役場の税務課にご相談ください。

Q17 自宅兼店舗で事業を営んでいる者が物件の修繕・改装を行う場合、対象となる経費の按分根拠としてどのような資料を提出すればよいですか。

A17 自宅兼店舗の修繕・改装を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。また、申請時に、面積按分の算出根拠として、物件のうち事業の用に供する部分の面積がわかる図面等をご提出いただきます。

Q18 テナント入居者ですが、入居物件の修繕を行うことはできますか。

A18 テナント入居者が修理修繕を行う場合、修理修繕の対象となる物（箇所）の所有者が、テナント入居者であることが明らかである（賃貸借契約書に明記されている）、または、従前よりテナント入居者の資産台帳等に資産計上されている必要があります。

Q19 既に個人から購入済みの機械について、補助対象として認められますか。

A19 新品・中古品問わず、また購入の時期に関わらず、（開業していない）個人からの購入は認められません。但し、対象となる費目に関する事業で開業している個人事業主からの購入は補助対象となります。なお、その場合、当該事業で開業していることを証明する書類（購入先事業者の開業届等）を、確認のためご提出いただくことがあります。

Q20 申請する経費は、内訳を示さず「諸経費」等と記載しても問題ないですか。

A20 「諸経費」「等」など、内訳が不明確な経費は認められません。取引先業者に経費の内訳を確認し、経費明細表に内訳を明記してください。また提出いただく見積書等にも、内訳が明記されているかご確認ください。

Q21 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいですか。

A21 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合は、保険金額を記載せずに申請し、実績報告時に保険金額を記載して報告してください。補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合には、補助金事務局にご連絡ください。また、受領する保険金額が変動した場合も速やかに補助金事務局にご連絡ください。

Q22 農業を営んでいるのですが、本事業の対象者となりますか。

A22 １次産業を営む事業者（農業、林業及び漁業）は、原則として、本事業の対象外です。
ただし、加工業や小売業を行っているなど、商工業者と認められる場合は補助対象となる場合があります。

Q23 農業を営んでいますが、対象にならない設備などはありますか。

A23 農産物の生産に必要な施設の修繕等に要する経費は、本事業の対象外になります。
例えば、トラクター、コンバイン、ビニールハウス等

Q24 補助要件の「事業完了までに事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定すること」とは具体的にどのようなことですか。

A24 BCP 又は事業継続力強化計画（国認定済みの計画）を交付申請時点で既に策定済みであるか、事業完了１年後までに策定することを指します。本補助金の交付を受けるには、いずれかの要件を満たす必要があります。交付申請時点で計画を策定しなくても補助金の申請は可能ですが、事業終了後１年後までに計画策定を完了できていない場合には、交付決定取消のうえ、補助金返還（加算金付き）となります。

※BCP 及び事業継続力強化計画の策定に当たっては、最寄りの商工会・商工会議所・千葉県産業振興センターにご相談ください。

Q25 策定する BCP には定められた様式はありますか。また、BCP 策定にあたって参考となる資料等はありますか。

A25 BCP の提出様式は任意ですが、今後の災害に備えるため、実効性のある計画策定をお願いします。

Q26 事業継続力強化計画の策定にあたっては、国の認定までが必要になりますか。

A26 事業継続力強化計画は、国（経済産業大臣）の認定を受けていることが必要です。要件を満たしているか確認するため、国の認定を受けた計画及び認定通知書（写し）を提出いただく必要があります。

Q27 施設、設備等の規模は従前より大きくなっても問題ないですか。

A27 当該事業は、被災した施設等の原型復旧を対象としているため、原則として、従前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要です。

Q28 保険の対象となった施設や設備は、補助対象となりますか。

A28 保険の対象となった施設等も補助対象となり得ますが、当該施設等の復旧に係る経費から当該施設等に支払われる保険金額を控除した額が補助対象経費となります。そのため、復旧費用の全てを保険金で賄えた場合は、補助対象になりません。
なお、被災により保険金の請求ができるにも関わらず、請求を行わない場合には、当該物件については、補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

Q29 交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能ですか。

A29 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には認められる場合があります。内容や金額に変更が生じる場合は、事前に事務局までご相談ください。

Q30「資産台帳」は必要になりますか。

A30 施設、設備等の所有の有無を確認する必要があるため、補助金の申請を予定しているものについては、資産台帳等で所有を確認します。エアコンなど資産台帳で所有の確認ができないものについては、保証書や写真などにより所有が確認できれば、補助対象となる場合があります。

Q31 駐車場は補助対象となりますか。

A31 駐車場は、事業用資産として計上している場合は、補助の対象となり得ます。ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、対象とはなりません。
また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、対象とはなりません。

Q32 資産計上されていない施設、設備は、補助対象となりますか。

A32 資産計上されていない施設等であっても、売買契約書、購入業者等からの証明書などにより所有が確認できる場合は、補助の対象となる場合があります。なお、補助金により復旧した施設、設備は、復旧後に資産計上する必要があります。

Q33 書類が紛失し、資産計上していたことが証明できないのですが、どうすればよいですか。

A33 税務申告書に資産台帳が添付されていることがありますので、所管する税務署又は担当税理士等にご相談ください。
なお、証明できない場合は、個別に補助金事務局にご確認ください。

Q34「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」の証明ができない（固定資産台帳への計上漏れ又は証拠書類（使用簿や保証書、写真等）の紛失等）場合は、どうすればよいですか。

A34 本補助金は、原則、固定資産台帳に計上されている機械設備等が対象となります。そのため、資産計上されていない機械設備は補助対象外となります。ただし、本来計上すべき機械設備（取得価格が 10 万円以上で、１年以上使用するもの）を過失により、計上漏れとなっていた場合は、その機械設備の所有及び業務使用の状況を証明することにより、補助対象となる場合があります。証拠書類の紛失等により、所有等の証明ができない場合は、経営指導員や購入業者、メンテナンス業者、取引先等の第三者からの確認をもって、所有等の証明とする場合もありますので、事前に事務局までご連絡ください。
なお、補助金により購入した機械設備は、購入後、固定資産台帳へ計上する必要があります。

Q35 令和８年９月の台風第 25 号により被災した設備の修繕等も対象になりますか。

A35 本事業では、令和８年８月に発生した千葉豪雨のみが対象になります。そのため台風による被害の場合は、対象になりません。